

会計年度任用職員 〈令和8年度採用〉

(保育所保育補助員、時給制保育所保育補助員、
保育所早朝・夕刻保育補助員、時給制保育所早朝・夕刻保育補助員
保育所調理補助員、時給制保育所調理補助員)

募 集 要 項

令和8年7月1日

子ども青少年局保育部保育運営課

1 選考区分・採用予定人員・主な職務内容

選考区分	採用予定人員	主な職務内容等
会計年度保育所 保育補助員	公募リスト のとおり	乳幼児を保育する職務の補助業務
会計年度保育所 早朝・夕刻保育補助員	公募リスト のとおり	乳幼児を保育する職務の補助業務
会計年度保育所 調理補助員	公募リスト のとおり	乳幼児の給食を調理する職務の補助業務
会計年度時給制保育所 保育補助員	公募リスト のとおり	乳幼児を保育する職務の補助業務
会計年度時給制保育所 早朝・夕刻保育補助員	公募リスト のとおり	乳幼児を保育する職務の補助業務
会計年度時給制保育所 調理補助員	公募リスト のとおり	乳幼児の給食を調理する職務の補助業務

2 受験資格

以下のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神脆弱を原因とするもの以外）

3 申込

・申込期間

令和8年7月1日（水）～令和8年11月30日（月）まで（消印有効）

・申込方法

「採用選考受験申込書」をダウンロードして必要事項を記入の上、「随時募集リスト」に掲載されている保育所に、採用選考受験申込書を持参もしくは郵送してください。

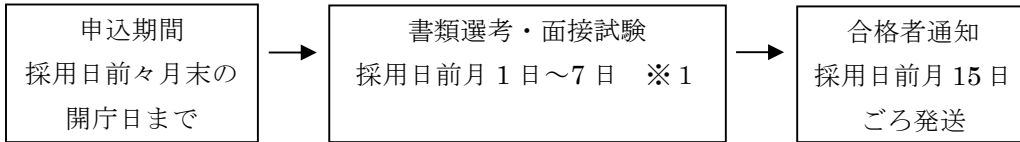
※保育所に直接持参する場合は、必ず事前連絡の上、ご持参ください。

※名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp>)にて、名古屋市立保育所 会計年度任用職員の募集ページよりダウンロードできます。

※希望される各保育所にも様式が用意してありますので、保育所へ事前連絡のうえ直接行っていただき、その場で記入して提出していただくこともできます。

4 選考の日程等

・選考の流れ



※1 処理状況に応じて変動することがございます。

・試験内容

区分	試験内容	配点
書類選考	採用選考受験申込書の「志望動機」欄の記載内容について選考を実施しますので、100字以内でご記入ください。	50点満点
面接試験	面接試験を実施します。 ※面接試験の会場と日時については、申込をされた保育所から、ご連絡します。	150点満点

※各試験において得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関らず不合格となります。

・試験結果の通知

試験結果については採用日前月 15 日ごろに子ども青少年局保育運営課より郵送にて通知します。

5 最終合格から採用まで

- (1) 採用は毎月 1 日を予定しております。(採用後 1 月間は条件付き採用期間となります。)
- (2) 任用期間は令和 9 年 3 月 31 日までとなります。
なお、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。(最大 4 回まで)
- (3) 合格通知の後、任用までの間に健康診断を受診する必要があります。
(定められた勤務時間が週 30 時間以上ある場合)
- (4) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合は、採用されないことがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方で、採用日において法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- (6) 本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職員の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

6 勤務条件

項目	内容
勤務時間	「随時募集リスト」を参照してください
報酬	職種、勤務時間等により異なるため、「随時募集リスト」を参照してください。 交通費は条件を満たした方については支給します。 ※随時募集リストに掲載している報酬については、令和8年7月1日時点のものです。 ※人事給与制度の改正等により変更となることがあります。
休暇	年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等（勤務条件によって付与がない場合有）
社会保険等	週20時間以上勤務する方は雇用保険加入。 週20時間以上かつ月額8.8万円を超えて勤務する方は健康保険・雇用保険・厚生年金等加入。 労働災害補償あり。

7 試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、結果発表日から1ヶ月間（ただし最終日が閉庁日の場合は次の開庁日まで）提供を求めることができます。

開示内容は、不合格者本人の順位・総合得点です。

申し出は受験者本人または不合格者の委任による代理人が、下記の方法により口頭で申し出てください。

- ・受験者本人が申出する場合

運転免許証、旅券等の身分証明書（写真のあるもの）及び選考結果通知書の提示

- ・代理人が申出する場合

アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出

ア 代理人の身分証明書、不合格者の身分証明書の複写物及び不合格者の選考結果通知書

イ 代理人の氏名及び住所、不合格者の氏名及び住所、委任事項並びに作成年月日の記載のある委任状
平日午前9時から正午、午後1時から午後5時の間に子ども青少年局保育運営課までお越し下さい。

8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

＜この募集要項における問い合わせ先＞

名古屋市子ども青少年局保育運営課保育管理担当

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（市役所本庁舎3階）

TEL：052-972-2527

※申込や面接試験に関する問い合わせは「随時募集リスト」内の各保育所に直接お問い合わせください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）
（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次頁において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びハに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。